介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業（通所介護相当サービス）運営規程

※参考資料　この運営規程は、あくまで参考例であり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

（事業の目的）

第１条　株式会社＊＊＊が設置する△△△事業所（以下「事業所」という。）において実施する八尾市介護予防・日常生活支援総合事業における第１号通所事業（以下「通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護相当サービス従事者」という。）が、要支援状態等にある利用者に対し、適切な通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　通所介護相当サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、指定介護予防支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定介護予防支援事業者または八尾市地域包括支援センター（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）へ情報の提供を行う。

６　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。※令和６年３月31日までの間は努力義務

７　前６項のほか、「八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則」（平成29年４月１日施行）及び「八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定並びに介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める規則」（平成29年３月15日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

２　事業所は、事業の実施に当たり、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　△△△

（２）所在地　　○○市○○町○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員）　（生活相談員と兼務する場合は「生活相談員と兼務」と記載）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている通所介護相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）通所介護相当サービス従業者　（兼務の場合は「○○と兼務」と記載してください。）

　　　生活相談員　　　○人（常勤○人、非常勤○人）

　　　介護職員　　　　○人（常勤○人、非常勤○人）

　　　機能訓練指導員　○人（常勤○人、非常勤○人）

　　　看護職員　　　　○人（常勤○人、非常勤○人）　　　※○名以上の表記も可。

　　　栄養職員　　　　○人（常勤○人、非常勤○人）　　　(配置されている職員のみ記載して下さい。)

　　　歯科職員　　　　○人（常勤○人、非常勤○人）

　　　事務職員　　　　○人（常勤○人、非常勤○人）

・生活相談員は、事業所に対する通所介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、他の通所介護相当サービス従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護相当サービス計画の作成等を行う。

・介護職員は、利用者の心身の状況に応じ必要な介護を行う。

・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

・看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

・栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

・歯科職員は、口腔機能向上を目的として、口腔清掃の指導・訓練を行う。

・事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　午前〇時から午後〇時までとする。

（３）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

（４）延長サービス可能時間帯　午前○時から午前○時、午後○時から午後○時

（通所介護相当サービスの利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、1日〇〇名とする。

１単位目○名、２単位目○名

（通所介護相当サービスの内容）

第８条　通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

（１）入浴サービス

（２）食事サービス

（３）生活指導（相談・援助等）　レクリエーション

（４）機能訓練

（５）健康チェック

（６）送迎

（７）アクティビティ　など

（延長サービスを行う場合は、その旨を記載してください。）

（利用料等）

第９条

１　通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、八尾市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道○○円を徴収する。

３　食事の提供に要する費用については、○○円を徴収する。

４　おむつ代については、○○円を徴収する。

５　その他、通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

６　前５項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

７　通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

８　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

９　法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、八尾市とする。

（衛生管理等）

第１１条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。※令和６年３月31日までの間は努力義務

　（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

　（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

　（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者は通所介護相当サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護相当サービス従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）※事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。

第１３条　通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

４　利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１４条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年〇回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第１５条　通所介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した通所介護相当サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。※（１）～（４）について、令和６年３月31日までの間は努力義務

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）※令和６年３月31日までの間は努力義務

第１８条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第１９条　事業所は、全ての通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

　※認知症介護に係る基礎的な研修に関しては、令和６年３月31日までの間は努力義務

（１）採用時研修　採用後〇か月以内

（２）継続研修　　年〇回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、適切な通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業所は、通所介護相当サービスに関する記録の保存期間はその完結の日（計画に係るものにあっては、当該計画が完了した日）の属する年度の翌年度の４月１日から５年間保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。